船橋市マンション耐震診断助成事業要綱

平成１８年３月３１日
建指第９７５号

（目的）
第１条　この要綱は、船橋市耐震改修促進計画に基づき、マンションの耐震診断に要する費用の一部を助成することにより、市民の建築物の安全性に対する意識の啓発を図り、地震に強いまちづくりを進め、もって市民の生命及び財産の保護を図ることを目的とする。

（定義）
第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）マンション　２以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号。以下「区分所有法」という。）第２条第２項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第２条第３項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）のあるものをいう。
（２）管理組合　マンションの管理を行う区分所有法第３条若しくは第６５条に規定する団体又は区分所有法第４７条第１項（区分所有法第６６条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
（３）耐震診断　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する耐震診断をいう。
（４）予備診断　本診断に先立って実施する予備調査（一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」、「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」又は「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める予備調査をいう。）又は一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針（2011 年改訂版）」に定める基礎調査により本診断の必要性を判断し、本診断に要する費用を見積もることをいう。
（５）本診断　法第４条第１項の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成１８年国土交通省告示第１８４号）別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第１の規定により行う耐震診断をいう。
（６）耐震診断者　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定により登録を受けている一級建築士事務所又は二級建築士事務所に所属している一級建築士（同法第２条第２項に規定する一級建築士をいう。）であって、マンションの構造に応じた耐震診断資格者講習（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第５条第１項各号に掲げる者をいう。）を修了した者をいう。

（７）耐震判定委員会　一般財団法人日本建築防災協会が運営する既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会の規約に基づく耐震判定委員会登録要綱の規定により登録を受けた耐震判定委員会をいう。
（８）助成事業　船橋市マンション耐震診断助成金（以下「助成金」という。）の対象となる予備診断又は本診断に係る事業をいう。

（助成対象建築物の要件）
第３条　予備診断の費用の助成の対象となるマンションは、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。
（１）船橋市内に所在していること。
（２）地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第３条第２項の規定の適用を受けているものであり、昭和５６年５月３１日以前に建築工事に着手したものであること。
（３）鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物であって、延べ面積が１，０００㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が３以上であること。
（４）住宅部分（マンションの専有部分のうち、専ら人の居住の用に供する部分をいう。以下同じ。）の床面積の合計が、延べ面積の３分の２以上であること。
（５）住宅の戸数が６戸以上であること。
（６）区分所有者が現に居住する住宅の戸数が、全住宅戸数の３分の２以上であること。
（７）助成事業について、過去に本要綱に基づく助成金の交付を受けたことがないこと。
（８）第８条第１項に規定する助成金交付決定を受けて実施する耐震診断に要する費用に対して、本要綱に基づき交付される助成金を除く、国又は地方公共団体等から他の助成金等の交付を受けないこと。
２　本診断の費用の助成の対象となるマンションは、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。
（１）前項各号に掲げる要件の全てに該当すること。ただし、前項第７号については、本要綱において予備診断の助成金を受け、本診断の申請をする場合を除く。
（２）予備診断の結果、本診断が必要と判断されたものであること。

（助成対象者の要件）
第４条　助成の対象となる管理組合は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者（以下、「助成対象者」という。）とする。
（１）前条に規定するマンションの管理組合であって、管理組合の集会（区分所有法第３４条に規定する集会をいう。）において、この要綱の定めるところにより当該予備診断又は本診断の費用の一部について助成金の交付申請をする旨の決議及び当該申請に係る予備診断又は本診断を実施する旨の決

議（以下「耐震診断実施の決議」という。）がそれぞれ得られた者とする。
（２）法人である管理組合又は法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第１３号に規定する収益事業を行っている管理組合である場合は、市税の滞納がない者であること。
（３）船橋市暴力団排除条例（平成２４年船橋市条例第１８号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等又は同条例第７条第１項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）でない者であること。

（助成事業の要件）
第５条　助成の対象となる耐震診断は、次の各号に掲げる団体のいずれかに所属している耐震診断者が行う予備診断及び本診断とする。ただし、その他市長が認める場合は、この限りでない。
（１）一般社団法人　千葉県建築士会船橋支部
（２）公益社団法人　千葉県建築士事務所協会船橋支部
２　原則として、当該年度内に事業を完了するものであること。

（助成金の額）
第６条　市長は、予算の範囲内において、助成対象者に対し、一の建築物ごとに当該マンションの予備診断又は本診断に要する費用の一部について助成金をそれぞれ交付することができる。
２　前項に規定する助成金の額は、予備診断又は本診断に要する費用に３分の２を乗じ、千円未満を切り捨てて得た額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。
（１）予備診断　３４，０００円
（２）本診断　以下に定めるア、イ、ウから算定された額の総額に３分の２を乗じ千円未満を切り捨てて得た額、又は３５０万円のいずれか低い額。
ア　助成対象床面積１，０００㎡以内の部分は３，６７０円／㎡
イ　助成対象床面積１，０００㎡を超えて２，０００㎡以内の部分は１，５７０円／㎡
ウ　助成対象床面積２，０００㎡を超える部分は１，０５０円／㎡
３　第１項に規定する助成金の額は、消費税仕入控除税額（予備診断又は本診断に要する費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額の総額をいう。以下同じ。）を除いて算定された額とする。

（交付申請）
第７条　予備診断又は本診断に係る助成金の交付を受けようとする管理組合（以下「申請者」という。）は、助成事業に係る契約を締結する前に、船橋市マンション耐震診断助成金交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書

類を添えて、市長に申請しなければならない。
（１）助成対象マンションの登記事項証明書
（２）専有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表
（３）管理組合の規約の写し
（４）耐震診断実施の決議があったことを証する書類
（５）予備診断又は本診断に要する費用の見積書又はその写し
（６）第３条ただし書に規定する者が行う本診断である場合は、本診断の結果について耐震判定委員会の判定に要する費用の見積書又はその写し
（７）消費税仕入控除税額取扱確認書
（８）耐震診断者が第２条第６号に該当する者であることを証する書類の写し
（９）助成対象マンションの建築基準法第６条第１項若しくは第１８条第３項に規定する確認済証の写し又は台帳記載事項証明書
（１０）市税を滞納していないことを証する書
（１１）その他市長が必要と認める書類
２　申請者は、助成事業の内容が本診断である場合において、前項に規定する書類に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
（１）助成対象マンションの外観が２面以上確認できる写真
（２）助成対象マンションの案内図、配置図、平面図、立面図及び構造図
（３）助成対象マンションの本診断が必要と判断されたことが分かる予備診断結果報告書
３　申請者が法人でない管理組合又は法人税法第２条第１３号に規定する収益事業を行っていない管理組合である場合は、第１項第１０号に規定する市税を滞納していないことを証する書類を省略することができる。
４　申請者は、第１項の規定により申請するにあたって、予備診断又は本診断に要する費用には消費税額を含めないで申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
（１）免税事業者
（２）消費税法第３７条第１項に規定する届出書を提出した簡易課税事業者
（３）消費税法別表第３に掲げる法人で特定収入割合が５％を超える事業者
（４）消費税法第３０条第２項に規定する個別対応方式又は一括比例配分方式により全額控除とならない事業者
５　予備診断に係る助成を受けた者が、同一年度内に本診断に係る助成金を受けようとする場合は、第１項に規定する添付書類のうち、同項第７号及び第１０号に規定する書類を除き、予備診断に添付した書類は省略することができる。

（交付決定等）
第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる事項を審査し、適正と認めたときは助成金の交付決定を、不適正と認めたときは助成金の不交付決定をするものとする。
（１）この要綱及び予算に違反していないか。
（２）目的及び内容が適正であるか。

（３）金額の算定に誤りがないか。
２　市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。

（交付条件）
第９条　市長は、前条の規定により助成金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該助成金の交付について次の各号に掲げる条件を附すことができる。
（１）助成事業の内容又は経費の配分の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
（２）助成事業を中止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
（３）助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
（４）交付決定の日から１２０日以内に助成事業を完了し、かつ、関係書類を添えて、速やかに市長に報告すること。
（５）船橋市マンション耐震診断助成事業要綱を遵守すること。
２　市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を附し、又は指示することができる。

（交付決定等の通知）
第１０条　市長は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を船橋市マンション耐震診断助成金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知する。
２　市長は、助成金の不交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びその理由を船橋市マンション耐震診断助成金不交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知する。

（交付申請の取下げ）
第１１条　申請者は、前条第１項の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。
２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（助成事業の遂行）
第１２条　第８条第１項の規定による助成金の交付決定を受けた管理組合（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付の対象となった事業計画及び交付決定に附した条件その他市長の指示に従い、速やかに助成事業を行わなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第１３条　助成事業者は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（計画変更等の承認等）

第１４条　助成事業者は、助成事業の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするとき又は助成事業を中止しようとするときは、速やかに船橋市マンション耐震診断助成事業計画変更・中止承認申請書（第４号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

（１）船橋市マンション耐震診断助成金交付決定通知書の写し

（２）計画変更する場合にあっては、当該変更に係る書類

（３）その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を船橋市マンション耐震診断助成事業計画変更・中止承認通知書（第５号様式）により助成事業者に通知する。

３　助成事業者は、第６条第３項に規定する消費税仕入控除税額を変更しようとするときは、第１項の規定を準用する。

（実績報告等）

第１５条　助成事業者は、助成事業が完了したときはその完了した日から２０日以内の日又は助成金の交付決定に係る会計年度の１月３１日のいずれか先に到来する日までに、船橋市マンション耐震診断助成事業実績報告書（第６号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、当該期限内に報告できない合理的な理由があると市長が認めるときは、助成金の交付決定に係る会計年度の範囲内において、報告期限を延長することができる。

（１）予備診断又は本診断結果報告書

（２）予備診断又は本診断の実施に係る契約書の写し

（３）予備診断又は本診断に要した費用の領収書の写し

（４）耐震診断の結果が確認できる写真

（５）第７条第１項第６号に規定する書類を添えて申請した場合は、本診断の結果について耐震判定委員会の判定を受けたことを証する書類及び判定に要した費用の領収書の写し

（６）その他市長が必要と認める書類

２　助成事業者は、第６条第２項第２号に規定する限度額により助成金の額が決定した場合又は第７条第４項ただし書の規定により交付の申請をした場合で、次条の規定により助成金の額が確定した後に、助成金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、船橋市マンション耐震診断助成事業消費税仕入控除税額報告書（第７号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、助成事業が完了した日の属する会計年度の翌々年度の６月３０日までに市長に報告しなければならない。

（１）船橋市マンション耐震診断助成金確定通知書の写し

（２）別表に示す申告方式ごとに定める書類
（３）その他市長が必要と認める書類
３　前項に規定する報告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税仕入控除税額を市に返還しなければならない。この場合において、市長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じたときは、助成事業者はこれを返還しなければならない。

（助成金額の確定等）
第１６条　市長は、前条第１項の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を船橋市マンション耐震診断助成金確定通知書（第８号様式）により、当該助成事業者に通知する。
２　助成金は、前項の規定により確定した額を助成事業が完了した後において交付する。

（是正のための措置）
第１７条　市長は、前条の規定による審査又は調査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。
２　第１５条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

（交付決定の取消等）
第１８条　市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消すことができ、その旨を船橋市マンション耐震診断助成金交付決定取消通知書（第９号様式）により当該助成事業者に通知する。
（１）偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
（２）暴力団等であることが判明したとき。
（３）前２号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
２　市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取消したときは、助成事業者に当該助成金の全部又は一部の返還を船橋市マンション耐震診断助成金返還命令書（第１０号様式）により命ずるものとする。

（理由の提示）
第１９条　市長は、助成金の交付決定の取消し又は助成事業の是正のための措置の命令をするときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならない。

（関係書類の整備）
第２０条　助成事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整備し、助成金の交付を受けた年度終了後５年間保管しておかなければならない。

（補則）
第２１条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。
附　則（平成１９年３月３０日建指第８８２号）
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則（平成２０年１０月７日建指第４３２号）
この要綱は、平成２０年１０月７日から施行する。
附　則（平成２４年３月２６日公建第４６４号）
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則（平成２７年３月３１日公建第３２３号）
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則（平成２９年３月３１日建指第１７５７号）
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則（平成３１年３月２９日建指第１６４４号）
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則（令和３年３月２５日建指第１６１１号）
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
附　則（令和３年４月２０日建指第７７号）
この要綱は、令和３年４月２０日から施行する。
附　則（令和４年３月３１日建指第１９８２号）
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（令和７年３月２７日建指第３７３６号）
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表

<table>
<tr><th>申告方式</th><th>添付書類</th></tr>
<tr><td>消費税の確定申告の義務がない場合</td><td>・免税事業者であることを証する書類</td></tr>
<tr><td>簡易課税方式により申告している場合</td><td>・消費税確定申告書（簡易課税用）の写し</td></tr>
<tr><td>公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が５％を超えている場合</td><td>・消費税確定申告書の写し
・消費税確定申告書付表２（計算表）の写し
・特定収入割合を確認できる書類</td></tr>
<tr><td>課税売上割合が９５％以上かつ課税売上高が５億円以下の法人等</td><td rowspan="3">・返還額算出シート
・消費税確定申告書の写し
・消費税確定申告書付表２（計算表）の写し</td></tr>
<tr><td>課税売上割合が９５％未満または課税売上高が５億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合</td></tr>
<tr><td>課税売上割合９５％未満または課税売上高が５億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合</td></tr>
</table>